

黒石市教育委員会共催及び後援に関する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

### 黒石市教育委員会規則第3号

#### 黒石市教育委員会共催及び後援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、各種団体等が主催する事業、行事等（以下「事業」という。）について、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催又は後援（以下「共催等」という。）をする場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(共催)

第2条 教育委員会が行う共催とは、教育委員会が事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。

2 名義は、黒石市教育委員会とする。

3 共催する事業に関するチラシ、ポスターその他の案内文書への表記は、共催団体の名称の次に黒石市教育委員会の名称を列記するものとする。

4 共催の内容は、名義使用のほか共催を受けようとする団体及び黒石市教育委員会で共催を所管する課が次項の規定による協議を行った上で定める。

5 協議は、実施する事業について趣旨、目的、効果等を十分考慮するとともに役割分担、責任の所在、費用負担等について十分調整したものでなければならない。

(後援)

第3条 教育委員会が行う後援とは、事業の趣旨に教育委員会が賛同し、開催にあたって支援することをいう。

2 名義は、黒石市教育委員会とする。

3 後援の内容は、名義使用のほか教育委員会の費用負担のない範囲で定める。

(承認基準)

第4条 教育委員会が共催等をする事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体又は教育委員会が特に認める団体及び個人（以下「団体等」という。）が実施する事業であること。
- (2) 事業内容が教育、芸術、芸能、学術、文化又はスポーツの向上に寄与するもので、かつ、公益性がある事業であること。ただし、営利目的、政治活動又は宗教活動と認められる事業は、除く。
- (3) 教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に反しない事業であること。
- (4) 事業対象が市民全体又は相当な範囲のものを対象とする事業であること。
- (5) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでない。
- (7) 開催場所、施設の公衆衛生、災害防止等について十分な安全管理等が講じられていること。
- (8) 開催場所が市内又は近隣自治体で実施される事業であること。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(申請の手続き)

第5条 開催する事業について、教育委員会から共催等を受けようとする団体等は、黒石市教育委員会共催申請書（様式第1号）又は黒石市教育委員会後援申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、申請者から任意様式で申請書の提出があった場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書又は開催要項
- (2) 収支予算書（参加料、入場料及び補助金等を徴収する場合のみ）
- (3) その他教育長が必要と認めるもの

2 教育長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、共催等をすることについての可否を決定し、黒石市教育委員会共催（後援）承認書（様式第3号）又は、黒石市教育委員会共催（後援）不承認通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知しなければならない。ただし、申請者から通知書の指定があったときは、この限りでない。

3 共催を受けようとする団体等は、第1項の規定による申請を行う場合は、第2条

第5項に定める協議を、当該事業を所管する課（以下「所管課」という。）へ求めなければならない。

4 第1項に規定する申請の内容と第7条に規定する実績報告の内容に相違があった場合は、次年度に同様の申請があっても共催等は承認しない。

（承認の取消し）

第6条 教育長は、承認決定後において、承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、黒石市教育委員会共催（後援）承認取消通知書（様式第5号）により通知しなければならない。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 虚偽の申請により事業の承認を受けたとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 事業の著しい変更があったとき。
- (4) 承認団体等から申請の取消しの事由を付した文書の提出があったとき。
- (5) この規則に違反したとき。
- (6) 教育委員会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

2 前項の取消しの決定を受けた団体等は、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から教育委員会の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

（実績報告）

第7条 承認団体等は、当該事業を終了したときは、黒石市教育委員会共催（後援）事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて速やかに教育長へ提出しなければならない。ただし、承認団体等から任意様式で実績報告書の提出があった場合は、この限りでない。

- (1) 事業結果
- (2) 収支決算書（参加料、入場料等を徴収した場合のみ）

（事務処理）

第8条 共催に関する事務は所管課が行うものとし、教育長決裁を受けた後は、教育委員会学校教育課へ報告するものとする。

2 後援に関する事務は、教育委員会学校教育課が行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

主催者 団体名  
住 所  
氏名(代表者) ⑩  
電話番号

黒石市教育委員会共催申請書

次の事業について、黒石市教育委員会の共催を承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 事業名
- 2 実施期間
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書又は開催要項
  - (2) 収支予算書（参加料、入場料及び補助金等を徴収する場合のみ）
  - (3) その他教育長が必要と認めるもの
- 4 所管課

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

主催者 団体名  
住 所  
氏名(代表者) ⑩  
電話番号

黒石市教育委員会後援申請書

次の事業について、黒石市教育委員会の後援を承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 事業名
- 2 後援内容
- 3 実施期間
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書又は開催要項
  - (2) 収支予算書（参加料、入場料及び補助金等を徴収する場合のみ）
  - (3) その他教育長が必要と認めるもの

様式第3号（第5条関係）

黒 教 第 号  
年 月 日

（主催団体名）

（代表者氏名）

様

黒石市教育委員会教育長

㊟

黒石市教育委員会共催（後援）承認書

年 月 日付けで承認申請のあった に対し、黒石市教育  
委員会共催及び後援に関する規則第5条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 共催（後援）事業名
- 2 共催（後援）期間
- 3 承認に際しての注意事項

様式第4号（第5条関係）

黒 教 第 号  
年 月 日

（主催団体名）

（代表者氏名）

様

黒石市教育委員会教育長

印

黒石市教育委員会共催（後援）不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった に対し、黒石市教育  
委員会共催及び後援に関する規則第5条第2項の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 事業期間

3 不承認理由

様式第5号（第6条関係）

黒 教 第 号  
年 月 日

（主催団体名）

（代表者氏名）

様

黒石市教育委員会教育長

㊟

黒石市教育委員会共催（後援）承認取消通知書

年 月 日付け黒教 第 号で承認した の共催（後援）について、下記のとおり取り消しましたので、黒石市教育委員会共催及び後援に関する規則第6条の規定により、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 取消理由
- 3 その他



様式第6号（第7条関係）

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

主催者 団体名  
住 所  
氏名(代表者) ⑩  
電話番号

黒石市教育委員会共催（後援）事業実績報告書

年 月 日付け黒教 第 号で承認を受けた事業について、次のとおり実績を報告いたします。

記

- 1 事業名
- 2 実施日
- 3 実施場所
- 4 参加者数
- 5 添付書類
  - (1) 収支予算書（参加料、入場料及び補助金等を徴収する場合のみ）
  - (2) その他教育長が必要と認めるもの
- 6 その他特記事項